

福知山城下町東部地区街づくり協定

(目的)

第1条 この協定は、第5条に定める区域(以下「区域内」という。)における街なみ整備に関し、必要な事項を協定し、福知山城下町東部地区の快適で調和のとれた街なみ環境の形成と維持・向上を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、福知山城下町東部地区街づくり協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は、区域内の土地の所有者および建物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有するもの（以下「土地の所有者等」という。）の合意により締結するものとする。

2 前項の合意は、福知山市中心市街地活性化協議会 町並み・町家活用プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」）の議決をもって合意を得たものとしてすることができる。

3 プロジェクト会議の議決により協定を締結しようとするときは、区域内の土地の所有者等にあらかじめ協定の内容を周知し、その意見を聴くものとする。

(協定の変更)

第4条 この協定を変更しようとするときは、前条の規定を準用する。

(協定の区域)

第5条 協定の区域は、区域図に示すとおりとする。

(街なみ整備の目標)

第6条 区域内における街なみ整備の目標は、次の各号に掲げる項目について、別表・別図に定めるとおりとする。

- (1) 建築物（建築設備を含む）に関する事
- (2) 塀、門、ガレージ等の工作物に関する事
- (3) 屋外広告物に関する事
- (4) 色彩に関する事
- (5) その他、街なみ環境整備に必要な事項

2 土地の所有者等は、区域内において建築行為等をしようとするときは、前項に定める内容の実現に誠実に努めるとともに、良好な街なみ環境を形成し、維持増進するために相互に協力するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、締結された日から10年間とする。

(協定運営委員会)

第8条 協定の運営に関する事務を処理するため、区域内において協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、プロジェクト会議の下に委員若干名をもって組織する。

3 委員の任期は2年とする。

4 委員の再任はこれをさまたげない。

(役員)

第9条 委員会に次の役員を置く。

- ・委員長 1名
- ・副委員長 1名
- ・委員 若干名

2 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

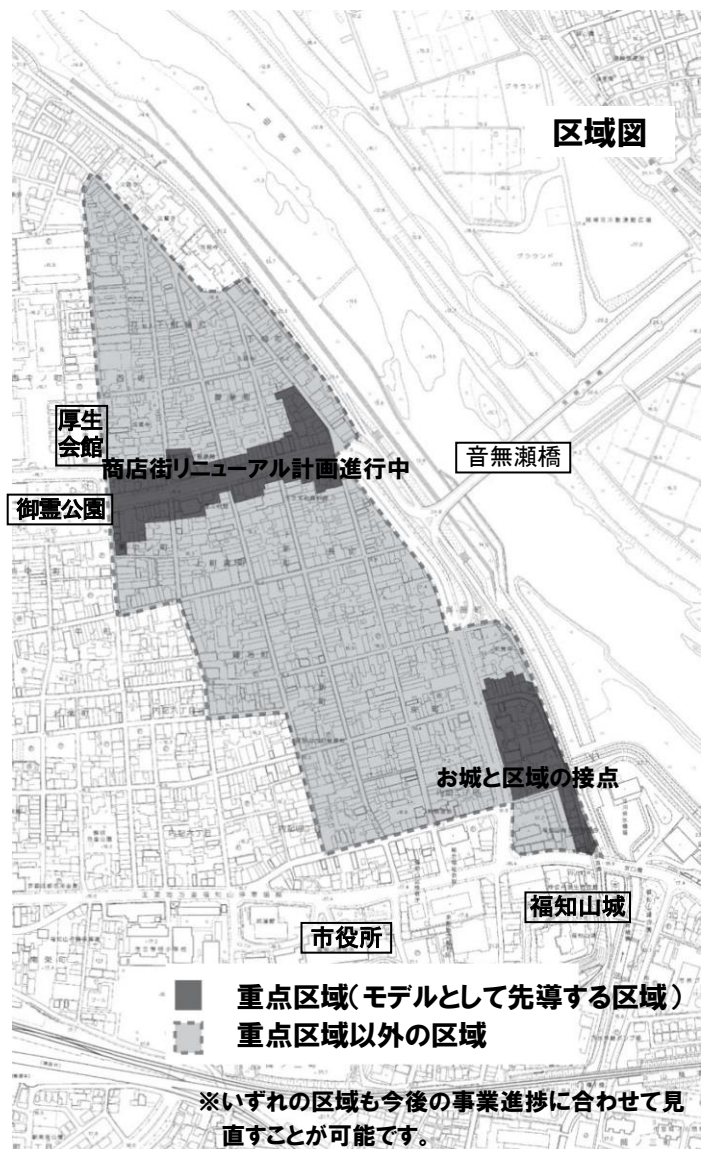
3 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。

4 委員長に事故があるときは副委員長がこれを代理する。

(その他)

第10条 本協定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 本協定は平成23年11月24日から施行する。



■別表 福知山城下町東部地区街づくり協定(協定の内容)

	重点区域	重点区域以外の区域
1. 建物の高さ 1-1 高さ 1-2 庇	・ 近隣と調和する高さとしします ・ 1階に庇をつけて、その高さを揃えます	・ 近隣と調和する高さとしします ・ 1階に庇をつけて、その高さを揃えます
2. 建物の形態 2-1 屋根 2-2 壁 2-3 開口部 (窓・戸など) 2-4 階段・バルコニー等	・ 傾斜屋根とし、日本瓦またはそれに調和するものとしします ・ 伝統的素材・自然素材に調和する素材としします ・ 伝統的様式と調和する素材、意匠、デザインとしします ・ 屋外階段、バルコニー等は建物と均整がとれたものとしします	全体として和風と調和するデザイン、またはシンプルな様式のデザインとしします
3. 工作物等 3-1 塀 3-2 門 3-3 ガレージ 3-4 広告・看板 3-5 暖簾・テント	・ 木・石・漆喰・瓦を使用するなど、和風塀としします ・ 和風門としします ・ 和風デザインとしします ・ 大きさを一定の範囲にし、屋根より上に出さないようにし、周辺に調和するデザインとしします ・ 藍色の暖簾等統一感のある店先デザインとしします	・ 和風塀と調和するデザイン、生垣としします ・ 和風門と調和するデザインとしします ・ 和風と調和するデザインとしします ・ 大きさを一定の範囲内にします ・ 藍色の暖簾等統一感のある店先デザインとしします
4. 色彩	・ 黒・濃茶・白・ベンガラの色彩としします	・ 落ち着いた色調としします
5. その他 5-1 自動販売機 5-2 空地・駐車場 5-3 空調室外機	・ 自動販売機の色は黒・濃茶・白・灰色系を基調とする色彩としします ・ 空地・駐車場は、和風塀で修景します ・ 空調室外機は、格子で囲うなど街なみに調和するものとしします	・ 自動販売機は、街なみや建物に調和するものとしします ・ 空地・駐車場は、生垣や街なみと調和する塀などで修景します ・ 空調室外機は、街なみに調和するように修景します

*重点区域においては、この基準に沿った修景を行う場合、補助事業が適用される可能性があります。重点区域外においても、市長が特に認めたものについては補助事業の適用がされることがあります。

*上記の基準にかかわらず、既存の古くからある建物、工作物、看板等で、街なみに魅力づけをしている場合は、協定運用の中で認めていくこととします。

別図（街づくり協定による修景の取り決め）

重点区域

■開口部（窓・戸など）

- ・伝統的様式と調和する素材、意匠、デザインとします

■屋根

- ・傾斜屋根とし、日本瓦またはそれに調和するものとします

■工作物等

- ・塀は木・石・漆喰・瓦を使用するなど、和風塀とします
- ・門は和風門とします
- ・ガレージは和風デザインとします
- ・広告・看板は大きさを一定の範囲にし、屋根より上に出さないようにし、周辺に調和するデザインとします

■暖簾・テント

- ・藍色の暖簾等統一感のある店先デザインにします

■庇

- ・一階に庇をつけて、その高さをそろえます

■その他

- ・自動販売機の色は黒・濃茶・白・灰色系を基調とする色彩とします
- ・空地・駐車場は、和風塀で修景します
- ・空調室外機は、格子で囲うなど街なみに調和するものとします

■高さ

- ・近隣と調和する高さとして

■壁

- ・伝統的素材・自然素材に調和する素材とします

■階段・バルコニー等

- ・屋外階段、バルコニーなどは建物と均整がとれたものとします

■色彩

- ・黒・濃茶・白・ベンガラの色彩とします

- ＊ 重点区域においては、この基準に沿った修景を行う場合、補助事業が適用される可能性があります。重点区域外においても、市長が特に認めたものについては補助事業の適用がされることがあります。
- ＊ 上記の基準にかかわらず、既存の古くからある建物、工作物、看板等で、街なみに魅力づけをしている場合は、協定運用の中で認めていくこととします。

重点区域以外の区域

■開口部（窓・戸など）

- ・全体として和風と調和するデザイン、またはシンプルな様式のデザインとします

■屋根

- ・全体として和風と調和するデザイン、またはシンプルな様式のデザインとします

■高さ

- ・近隣と調和する高さとして

■工作物等

- ・塀は和風塀と調和するデザイン、生垣とします
- ・門は和風門と調和するデザインとします
- ・ガレージは和風と調和するデザインとします
- ・広告・看板は大きさを一定の範囲内にします

■暖簾・テント

- ・藍色の暖簾等統一感のある店先デザインにします

■庇

- ・一階に庇をつけて、その高さを揃えます

■その他

- ・自動販売機は、街なみや建物に調和するものとします
- ・空地・駐車場は、生垣や街なみと調和する塀などで修景します
- ・空調室外機は、街なみに調和するように修景します

■壁

- ・全体として和風と調和するデザイン、またはシンプルな様式のデザインとします

■階段・バルコニー等

- ・全体として和風と調和するデザイン、またはシンプルな様式のデザインとします

■色彩

- ・落ち着いた色調とします